



佐賀県公報

平成19年
3月9日
(金曜日)
第12876号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○公有水面埋立てに関する工事の竣工認可

(一〇二・農山漁村課)

○ ”

(一〇三・ ”)

公告

○基本測量の終了

(土地対策課)

公安委員会事項

○警備業務に係る検定合格者審査

(公告)

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

(”)

○ 告示

●佐賀県告示第百二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成十九年三月九日

佐賀県知事 古川 康

一 竣工認可年月日 平成十九年二月二十七日

二 竣工認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 唐津市

(二) 住所 唐津市西城内一番一号

(三) 代表者の氏名 唐津市長 坂井 俊之

三 埋立区域及び面積

(一) 位置

唐津市鎮西町松島字白木谷三四八〇番二、三四八〇番一及び三四八二番

三〇の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 唐津市鎮西町松島字白木谷三五六一番三二に設置された漁港原

点(北緯三三度三五分〇六秒、東経一二九度五〇分二四秒)から

七一度三〇分一〇秒一二六・二三八メートルの地点

②の地点 ①の地点から一九五度一八分〇六秒一・四〇六メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九七度四七分三三秒二・一三四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一一二度〇七分二〇秒四五・七四六メートルの地

点

⑤の地点 ④の地点から二一度五七分二三秒二四・〇四四メートルの地点

(三) 面積 一〇四六・五一平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(一) 免許年月日 平成八年十一月二十日

(二) 番号 佐賀県指令八漁港第百十四号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名

唐津市

●佐賀県告示第百三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成十九年三月九日

佐賀県知事 古川 康

一 竣工認可年月日 平成十九年三月二日

二 竣工認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 玄海町

(二) 住所 東松浦郡玄海町大字諸浦三百四十八番地

(三) 代表者の氏名 玄海町長 岸本 英雄

三 埋立区域及び面積

(一) 位置

東松浦郡玄海町大字石田字津賀根一三六五番二七、一三六九番及び一三六九番七の地先公有水面、字津賀根一三六五番一三及び一三六五番二七に接する町道新田浜野浦線の地先公有水面並びに大字仮屋字名切一番三、一番六及び一番八の地先公有水面並びに字名切一番一十四番一に接する町道新田浜野浦線の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域、⑩の地点から⑮の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑮の地点と⑩の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに⑯の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と⑯の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡玄海町大字仮屋字仮屋地内に設置された漁港原点(北緯三三度二八分三一秒、東経一二九度五〇分五二秒の地点をいう。以下同じ。)から一五二度三二分二八秒三六九・四六メートルの

地点

- ②の地点 ①の地点から一〇四度四五分五五秒二五・一六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から四八度四〇分三一秒二・七六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三八度〇八分一三秒二・〇九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から四八度四八分四三秒五・三八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から五五度四二分一二秒二・一七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一三一度三八分一五秒一八・五三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一二七度四一分三三秒三・八六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一三一度〇六分〇一秒二・一四メートルの地点

⑩の地点 漁港原点から一四三度四四分五九秒四〇五・五四メートルの地点

点

⑪の地点 ⑩の地点から一三六度五二分〇八秒九・二八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一三五度三四分〇二秒二・四三メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一三四度五〇分四二秒三・九二メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一二〇度二五分〇七秒〇・四三メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一六一度一〇分〇秒一・一四メートルの地点

⑯の地点 漁港原点から一四三度四二分三〇秒三七三・五八メートルの地点

点

⑰の地点 ⑯の地点から一五二度二八分一六秒一五・八二メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から六五度五七分四四秒〇・六二メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一五三度四七分二四秒一・八〇メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から一三一一度三〇分三三秒〇・九二メートルの地点

(三) 面積 一三三八・三六平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(一) 免許年月日 平成十七年四月一日

(二) 番号 佐賀県指令十七農漁港第一号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名 玄海町

○ 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成19年3月9日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量（位置情報基盤整備）
- 2 作業期間 平成19年1月15日から平成19年2月2日まで
- 3 作業地域 鹿島市、嬉野市及び杵島郡白石町

○ 公安委員会事項

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を受験しなければならぬ者に限る。）を次のとおり実施します。

平成19年3月9日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 審査対象者

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 旧検定に合格した者であって、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、検定期間の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

2 審査の区分

- (1) 空港保安警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (2) 施設警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (3) 交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
- (5) 貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査

3 審査の実施日時及び場所

- (1) 実施日時
平成19年4月26日（木曜日）10時30分から16時まで
なお、10時までに(2)の実施場所に集合してください。
- (2) 実施場所
ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）

4 検定試験の内容

- (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
イ 法令に関すること。
ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

- (1) 受付期間
平成19年4月2日（月曜日）から平成19年4月10日（火曜日）まで（土

<p>曜日及び日曜日を除く。) (2) 申請書類の提出先</p> <p>ア 佐賀県内に住所地を有する警備員</p> <p>旧検定の合格証の交付申請を行った警察署又は住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>イ 佐賀県内に住所地を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの</p> <p>住所地又は当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>ウ 佐賀県外に住所地を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの</p> <p>当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>エ 佐賀県公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する警備員で、佐賀県外に住所地を有するもの及び佐賀県外の営業所に所属するもの</p> <p>佐賀県内のいずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>6 申請書類</p> <p>(1) 審査申請書</p> <p>(2) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(3) 旧検定の合格証の写し</p> <p>(4) 佐賀県以外の公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する者で、佐賀県内に住所地又はその属する営業所が存在するものにあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>7 審査の手数料等</p> <p>(1) 審査の手数料は、4,700円です。</p>	<p>(2) 手数料は、審査申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、審査申請書受付後は、申請を取り消した場合又は審査を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 審査結果の通知</p> <p>審査結果は、当日、検定合格者審査の実施場所において行い、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付します。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 申請は、申請者本人が行うものとします。ただし、当該申請人が属する警備業者の従業員を代理人として申請する場合は、委任状による代理申請を認めます。</p> <p>(2) 申請書の住所の記載に当たっては、字名、番地等を省略することなく、住民票に記載されているとおり正確に記載してください。</p> <p>(3) 審査に際しては、筆記用具、印鑑、実技試験時に使用する上履き及び旧検定の合格証を持参してください。</p> <p>10 問い合わせ先</p> <p>最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。</p> <p>平成19年3月9日</p> <p>佐賀県公安委員会 委員長 内 田 健</p> <p>1 初心者講習会の開催日時及び場所</p>
---	--

開催日時	場所
平成19年5月23日(水曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成19年4月16日(月曜日) 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成19年5月16日(水曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成19年6月14日(木曜日) 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先
この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全全部生活環境課(電話代表0952-24-1111 内線3173)又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課に問い合わせてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日
株古川総合印刷